

美唄市職員倫理条例制定の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市基金条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市男女共同参画条例の全部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市火災予防条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市保育所条例等の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

議案第9号

令和8年3月2日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第11号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月12日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月12日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月12日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月12日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市一般会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月12日及び13日、16日ないし18日
委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決（別紙のとおり附帯決議を附す）

令和8年度美唄市一般会計予算に対する附帯決議

令和8年度美唄市一般会計予算に対する附帯決議について第7款「商工費」4目「観光振興事業」において実施される野外音楽フェスティバルに伴う負担金等は、地域未来交付金を用いることとしたイベントのため、交付金の内示があるまで、予算の執行を停止するという条件を求める。

以上

令和 8 年 3 月 19 日

令和8年度美唄市民バス会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市国民健康保険会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市介護保険会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市介護サービス事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市後期高齢者医療会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市病院事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市水道事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市工業用水道事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市下水道事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度

美唄市一般会計補正予算(第12号)

令和7年度 美唄市一般会計補正予算(第12号)

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,240,579千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年3月19日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,942,645	25,329	2,967,974
	2 国庫補助金	1,342,417	25,329	1,367,746
21 繰越金		349,532	32,700	382,232
	1 繰越金	349,532	32,700	382,232
歳入合計		21,182,550	58,029	21,240,579

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,667,248	23,969	1,691,217
	1 総務管理費	1,144,352	23,969	1,168,321
7 商工費		1,654,404	34,060	1,688,464
	1 商工費	1,654,404	34,060	1,688,464
歳出合計		21,182,550	58,029	21,240,579

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
2 総務費	1 総務管理費	美唄シティプロモーション 推進事業	23,969	シティプロモーションの推進
7 商工費	1 商工費	中心市街地元気創出事業	420	マーケティング分析
7 商工費	1 商工費	地域資源を活用した観光地づくり 推進事業	15,816	インバウンド観光の推進
7 商工費	1 商工費	ステイびばい交流推進事業	9,324	インバウンド観光の対応
7 商工費	1 商工費	観光推進補助事業	6,500	滞在促進のための地域周遊観光 促進
7 商工費	1 商工費	農商工連携推進助成事業	2,000	美唄産農産物等を活用した商品 開発に対する補助

令和7年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第12号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,942,645	25,329	2,967,974
21 繰越金	349,532	32,700	382,232
歳入合計	21,182,550	58,029	21,240,579

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,667,248	23,969	1,691,217
7 商工費	1,654,404	34,060	1,688,464
歳出合計	21,182,550	58,029	21,240,579

2 歳入

款	項目	補正前の額	補正額	計		
16		国庫支出金	2,942,645	25,329	2,967,974	
	2		国庫補助金	1,342,417	25,329	1,367,746
		1	総務費国庫補助金	415,143	8,299	423,442
	4	商工費国庫補助金	67,460	17,030	84,490	
21		繰越金	349,532	32,700	382,232	
	1		繰越金	349,532	32,700	382,232
		1	繰越金	349,532	32,700	382,232

(一般会計)

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
8,299				15,670
17,030				17,030
25,329				32,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 地域未来交付金(地域未来推進型)	8,299	美唄シティプロモーション推進事業
4 地域未来交付金(地域未来推進型)	17,030	中心市街地元気創出事業 210 地域資源を活用した観光地づくり推進事業 7,908 ステイびばい交流推進事業 4,662 観光推進補助事業 3,250 農商工連携推進助成事業 1,000
1 繰越金	32,700	

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	1,667,248	23,969	1,691,217	8,299	15,670
	1	総務管理費	1,144,352	23,969	1,168,321	8,299	15,670
		7	企画費	107,111	23,969	131,080	国庫支出金 8,299
7		商工費	1,654,404	34,060	1,688,464	17,030	17,030
	1	商工費	1,654,404	34,060	1,688,464	17,030	17,030
		1	商工振興費	631,145	420	631,565	国庫支出金 210
	4	交流推進費	713,512	31,640	745,152	国庫支出金 15,820	15,820
	7	新産業推進費	7,900	2,000	9,900	国庫支出金 1,000	1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		企画行政に要する経費
12 委託料	23,969	美唄シティプロモーション推進事業 23,969
		商工業の振興に要する経費
12 委託料	420	中心市街地元気創出事業 420
		交流の推進等に要する経費
2 給料	4,887	地域資源を活用した観光地づくり推進事業 15,816
3 職員手当等	2,487	ステイびばい交流推進事業 9,324
4 共済費	1,450	観光推進補助事業 6,500
8 旅費	686	
12 委託料	9,170	
13 使用料及び賃借料	960	
18 負担金補助及び交付金	12,000	
		新産業推進に要する経費
18 負担金補助及び交付金	2,000	農商工連携推進助成事業 2,000

議案第 33 号

美唄市公平委員会委員選任の件

美唄市公平委員会委員として次の者を選任したいので、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月19日提出

美唄市長 桜井 恒

選任する公平委員会委員の住所及び氏名

岩見沢市8条東1丁目10番地3

田 村 秀 樹

昭和60年5月17日生

たむら ひでき

田村 秀樹

生年月日 昭和 60 年 5 月 17 日生(40 才)
現住所 岩見沢市 8 条東 1 丁目 10 番地 3
職業 弁護士

(略 歴)

学 歴

平成22年 3月 北海道大学法科大学院 修了

職 歴

平成24年 1月 弁護士法人 すずらん基金法律事務所
平成26年 8月 紋別ひまわり基金法律事務所
平成30年10月 岩見沢ななほし法律事務所

現在に至る

公職歴・団体歴

令和元年 7月 岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会委員
令和 3年 9月 岩見沢市入札等監視委員会委員(令和7年12月より委員長)
令和 3年12月 岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会委員
令和 3年12月 岩見沢市行政手続・行政不服審査会委員
令和 5年 4月 美唄市成年後見支援センター 受任調整会議委員長

現在に至る

承認第3号

総務・文教委員会所管事務調査の件

総務・文教委員会所管事務調査の実施について同委員長から下記のとおり通知があったので、承認を求める。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1. 調査事項 所管事務全般について
2. 目的 所管事務に係る行政的視野を広め、審査の参考に資するため。
3. 方法 (1) 閉会中の所管事務調査
4. 期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

承認第4号

産業・厚生委員会所管事務調査の件

産業・厚生委員会所管事務調査の実施について同委員長から下記のとおり通知があったので、承認を求める。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1. 調査事項 所管事務全般について
2. 目的 所管事務に係る行政的視野を広め、審査の参考に資するため。
3. 方法 (1) 閉会中の所管事務調査
4. 期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

承認第5号

議会運営委員会所管事務調査の件

議会運営委員会所管事務調査の実施について同委員長から下記のとおり通知があったので、承認を求める。

令和8年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1. 調査事項 所管事務全般について
2. 目的 円滑な議会運営や、審査の参考に資するため。
3. 方法 (1) 閉会中の所管事務調査
4. 期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

意見書案第 1 号

生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者

美唄市議会議員 古 賀 崇 之

賛成者

美唄市議会議員 齋 藤 久美夫

同 川 上 美 樹

同 松 山 教 宗

生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

農業をめぐっては、昨年4月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、中長期的な目標や方向性等が示されたほか、基本計画のなかで2027年度から水田政策を根本的に見直すことが明記されました。また、畑作物の直接支払交付金では、本年7月までに算出根拠となる統計情報等について、関係者との意見交換を踏まえ、現行の3年に1度の改定に捉われず、2027年における単価改定の是非を含め制度の運用を検討するとしています。

しかしながら、2026年2月現在、水田政策の見直しに関する新たな情報が無く、生産現場は今後の営農計画を描けない状況が続いています。また、ゲタ単価の算定方式では農業者の努力が交付金の引き下げ要因となるなど生産意欲の減退につながっている。また昨年、政府は米価上昇時に備蓄米を随意契約で放出し価格に介入した経緯があり、農業者としては再生産可能な価格帯を保ち農業機械等も高騰する中で設備投資、機械の更新が行えるよう「米の価格・備蓄米のあり方」について、国に現場の声を届ける必要があります。

このため、将来にわたって安心して農業を営むことができるよう、基本計画の目標達成に向けた一層の生産基盤の強化策や、経営安定に資する所得政策、水田政策の早期明示などが急務となっています。

つきましては、生産現場に寄り添った農業政策の確立に向けて、下記事項を要望いたします。

記

1. 2027年以降の水田政策について、生産現場の意見を十分踏まえつつ、農業者が将来にわたって営農計画を立てられるよう早期に示すこと。
また、生産現場の実態に即した交付対象要件を設定するとともに、産地交付金については、地域が裁量をもって活用できる制度運用を維持すること。
2. 畑作物の直接支払交付金については、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産費など実態に即した数値を用いるとともに、生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式に改善すること。
3. 農業機械等も高騰する中で設備投資、機械の更新が行えるよう「米の価格維持・備蓄米のあり方」について、生産現場の実情を十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年3月19日

北海道美唄市議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣